

令和6年4月

札幌開発建設部 江別河川事務所

河川管理用通路の一般車両の通行制限について

河川利用者への安全配慮のため、石狩川・夕張川の堤防上にある河川管理用通路の通行制限を行うこととしました。ご不便をおかけすることがあるかと存じますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【経緯】

河川空間は散策等住民の方々に自由に使用していただける憩いの空間であり、多様に利用されています。このため、河川堤防上にある河川管理用通路を一般車両が通行すると、ほかの利用者の安全が脅かされることとなります。

また、河川管理用通路は、一般車両が通行するためにつくられた道路とは異なり、河川管理用につくられた「河川巡視用の通路」であるため、通路幅も狭く、ガードレール等も整備されていない状況です。

近年、河川管理用通路で大きな交通事故が多発しており、死亡事故が発生した箇所もあります。江別河川事務所と同様の事故が起きないように、皆様が安心して河川利用していただけるよう河川管理用通路の一般車両の通行を制限することとしました。

【お願い】

別紙「車止め設置箇所図」のとおり主要幹線道路から河川管理用通路へ侵入する箇所に「車止め」を設置し、一般車両（自転車を除く）の通行制限を行う施策について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【車止め設置箇所】

- ・別図のとおり

【通行制限開始時期】

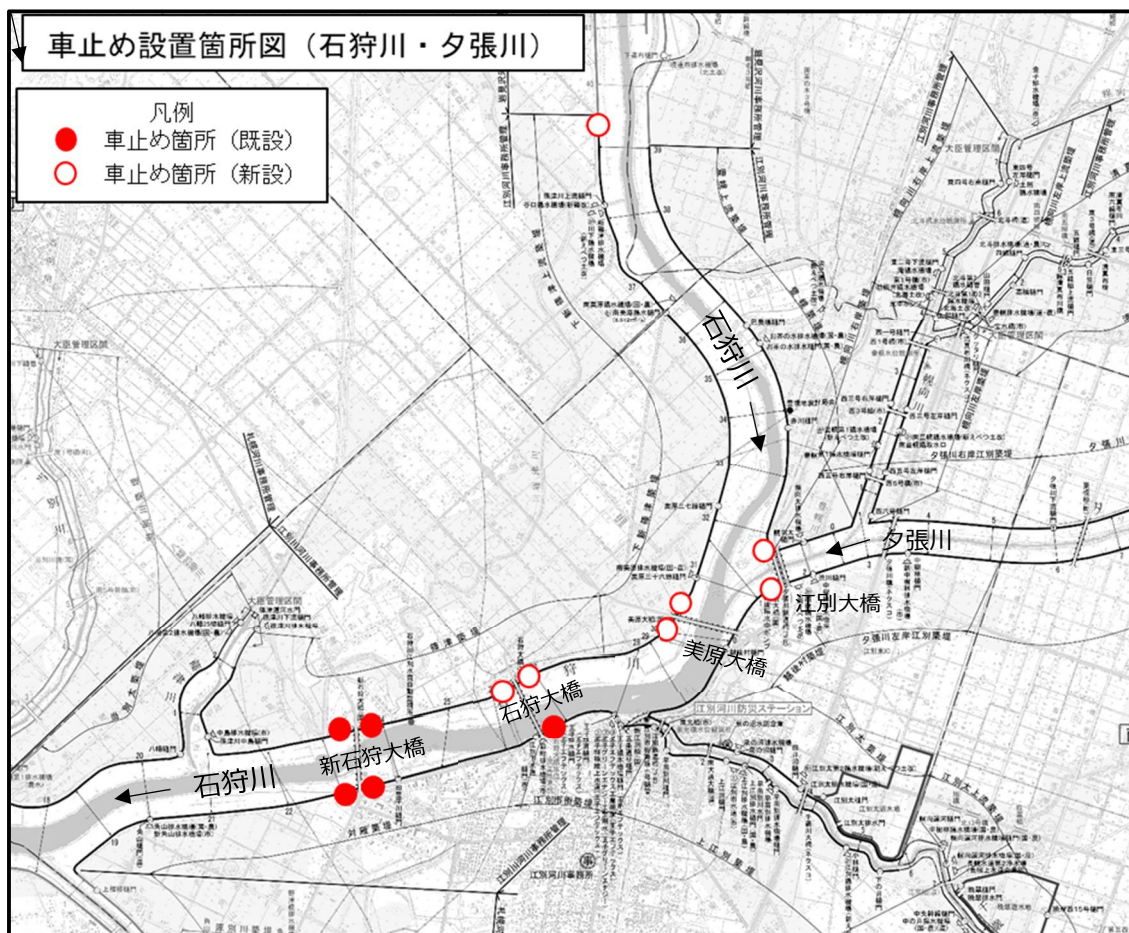
令和6年4月末予定

【期待する効果】

- ・河川利用者の安全確保
- ・通過交通減少による騒音・ゴミ投棄の減少
- ・河川管理施設、動植物などの保全

【河川管理用通路 制限のポイント】

- ・河川利用者（歩行者等）の安全を守るため、一般車両の河川管理用通路の利用を制限
- ・制限箇所については、車止め等を設置（別紙「車止め設置箇所図」のとおり）
- ・歩行者・自転車の通行は可能
- ・公園などの利用者の河川敷への進入は可能



【車止め設置例】

【問い合わせ先】

北海道開発局 札幌開発建設部
江別河川事務所 計画課 石井
TEL：011-382-2358